

令和元年 1 2 月 甲良町議会定例会会議録

令和元年 1 2 月 1 3 日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | | |
|-----|----------|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 議案第42号 | 甲良町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する
条例 |
| 第 3 | 議案第43号 | 地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 第 4 | 議案第46号 | 甲良町下水道事業の設置等に関する条例 |
| 第 5 | 議案第52号 | 令和元年度甲良町一般会計補正予算（第 3 号） |
| 第 6 | 議案第53号 | 令和元年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 第 7 | 議案第54号 | 令和元年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正
予算（第 1 号） |
| 第 8 | 議案第55号 | 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例 |
| 第 9 | 議案第56号 | 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第10 | 議案第57号 | 令和元年度甲良町一般会計補正予算（第 4 号） |
| 第11 | 議案第58号 | 令和元年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正
予算（第 2 号） |
| 第12 | 議案第59号 | 令和元年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第 1 号） |
| 第13 | 意見書第 3 号 | 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書
（案） |
| 第14 | 意見書第 4 号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書（案） |
| 第15 | | 個人情報流出及び選挙資金調査特別委員会調査報告 |
| 第16 | 発議第 7 号 | 個人情報流出事件に関わる全面的な検証と厳正なる個人
情報管理等を求める決議（案） |
| 第17 | 発議第 8 号 | 甲良町長の不信任決議（案） |
| 第18 | | 委員会の閉会中における継続審査及び調査について |

◎会議に出席した議員（ 1 2 名）

1 番	岡 田 隆 行	2 番	田 中 章 浩
3 番	山 田 充	4 番	山 田 裕 康
5 番	野 瀬 欣 廣	6 番	阪 東 佐智男
7 番	宮 寄 光 一	8 番	木 村 修

9 番 西 川 誠 一
1 1 番 西 澤 伸 明

1 0 番 建 部 孝 夫
1 2 番 丸 山 恵 二

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長 野 瀬 喜久男
総務課長 中 川 雅 博
会計管理者 宮 川 哲 郎
税 務 課 長 西 村 克 英
企画監理課長 村 岸 勉
住 民 課 長 小 林 千 春
保健福祉課長 米 田 志保子
産 業 課 長 中 村 康 之

教 育 長 松 田 嘉 一
教 育 次 長 福 原 猛
学校教育課長 上 橋 純 子
社会教育課長 大 野 けい子
建設水道課長 北 坂 仁
人 権 課 長 丸 澤 俊 之
総務課参事 上 田 真 司
建設水道課参事 丸 山 正

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長 橋 本 浩 美

書 記 白波瀬 愛

(午前 10 時 00 分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は 12 人です。

議員定足数に達していますので、令和元年 12 月甲良町議会定例会第 3 日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5 番 野瀬議員、6 番 阪東議員を指名します。

次に、追加議案がありますので、これより町長の提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日は何かとお忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本日追加提案させていただきます案件について、その概要を申し上げます。

議案第 55 号は甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、議案第 56 号は甲良町職員の給与に関する条例の一部改正であります。2 議案とも人事院勧告に伴います期末勤勉手当の率が 0.05 カ月分の引き上げ、給料の平均が 0.1% 引き上げとなることから、給与条例の改正をお願いするものでございます。

議案第 57 号は甲良町一般会計補正予算（第 4 号）、議案第 58 号は甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 59 号は甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の 3 会計の補正予算について、いずれも人事院勧告に基づく条例改正による人件費の増が主なものとなり、一般会計は歳入歳出に 218 万 3,000 円を追加し、総額を 42 億 9,735 万 2,000 円とするものであります。住宅新築資金等貸付事業特別会計は歳入歳出に 18 万 7,000 円を追加し、総額を 6,577 万 2,000 円とするものであります。後期高齢者医療事業特別会計では歳入歳出に 135 万 1,000 円を追加し、総額を 7,382 万 2,000 円とするものであります。

何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○丸山議長 次に、日程第 2 議案第 42 号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

11 番 西澤議員。

○西澤議員 賛成討論とします。

今まで不安定雇用というように言われてきました。臨時であれ、それから、フルタイムであれ、正職員が当たり前という労働関係のルールを構築していく上で、一步というように言われます。そういう点では、会計年度の職員い

うようにして、いろんな懲戒にしろ、それから、給与にしろ、それから、休暇ですね、そういうものについても制度化、それから、条例化されたという点で賛成をしたいと思います。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第42号は可決されました。

次に、日程第3 議案第43号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第43号は可決されました。

次に、日程第4 議案第46号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 質疑の段階でも私申し上げました。この中の第4条ですね、いわゆる企業会計を導入することによって経営手腕を発揮する、経営とそれから福祉、住民の福利向上というのは相反するときがたびたび起こります。そういうときにどちらを選ぶのかという点では、公の運営の範囲であれば福祉、それから、福利の向上、これを最優先するというのが町のとるべき態度だと思います。そういう点では上水道、それから下水道、この2つの方向、水に関する公の事業が民間に売却されると。民間といってもほとんどが専門業者、大手の業者となります。そういう方向に進まないことをぜひ明言し、そして、そのことを枠をしっかりと保持して運営されることを望んで、賛成とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第46号は可決されました。

次に、日程第5 議案第52号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 これも2年ですね、2期夏のクーラーが稼働できないまま、故障という形で通過しました。この夏も大変町民の方には不便がかかりました。その点でさまざまに当初予算、それから、補正予算が出てまいりましたが、簡便な方向でということで議会の論議が進み、行政もそれを受けとめて、今回調査費が計上されて前へ進みます。他の予算、補正予算の中には、私に取り上げさせていただきました民生の家計を温める、こういう予算の大幅拡充、それから、甲良町の大きな課題である人口の減少、ここにメッセージを当てる、そういう補正予算の組み方も求められているところであります。今回は公民館の空調機の改修に1歩前へ進む、そして、超高額の、それから、専門業者でしかできないような施工ではない方向でかじを切られましたので、全体として賛成討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第52号は可決されました。

次に、日程第6 議案第53号を議題とします。

本案について討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 介護保険会計の第7期が終了を間近に迎えています。その点で第

8期を準備する段階になってきていると思いますが、その第7期を総括するというのが大事だと思います。そして、3月に付帯決議が全員一致で可決されました。滋賀県一高い保険料というのは、私ども今アンケートの活動をさせていただいていますが、本当に多くの方がこの介護保険料を下げてほしいという欄に丸印をつけて返信をいただいています。そういう点でも第8期がまた上がるというようなことがないことを求めていると思います。この補正予算そのものは7期の整理、そして、令和元年の会計の整理がほとんどでありますので、賛成をさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第53号は可決されました。

次に、日程第7 議案第54号を議題とします。

本案について討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 この新築資金会計は一般会計にも影響を及ぼし、そしてまた、町政運営全般にわたって足を引っ張る中身でずっと推移をしまっていました。とりわけ9月の決算議会、前議会ですけれども、このところで大きな滞納額、振り返って監査委員さんの監査報告書をさかのぼっていろいろ見てみますと、この滞納額の整理、とりわけ法的手段を講じるようにというので監査委員さんの意見書が毎回出されています。私も議員にならせていただいてから法的な手段をきちんと行使する、それは約款にもうたわれていることでもあります。

せっかく約款にうたって2人の連帯保証人をつけているにもかかわらず、約款どおり町が実行しないというのがずっと続いてまいりました。病気でいえば、重篤になって大手術をせんなんという状況になっているのが今だというように思います。そのために大手術をするために、大きな予算を支出することにこの補正予算を見ますと、なります。弁護士にかかる費用、それから、回収に成功報酬、これ弁護士法に基づいて最低限の成功報酬を要求されるというのは当たり前のことであります。こういう重篤な状況になってから、やっと人権課長が変わり、その実行にあたるわけですが、町の執行部と

してはこの住宅新築資金、何回も私はこの議案の中でも、それから、同和対策事業の公正な後始末という点でも提案をし、発言もさせていただきました。

その点で、今回みこしを上げたというか、1歩を踏み出す。それでやはり町の毅然とした対応を示す。そうすると、人権課長いわく、分割で払うという人が出てきたようであります。総件数を見ますと、1,083。完納が991です。つまり、90%を超える方がもう既に完納されている、こういうように思います。そして、自立に向かって、自分の生活は自分で規律を守っていく、そして、人に迷惑をかけない、そして、同和問題の真の解決です。後ろ指を指されながら、要らぬ偏見をまた振りまく、こういうことがやはり起こってこないように、また、そのことが行政として指導援助、これが必要だと思います。

そういう点では、大事な枠組みを守り、何よりもやっぱり法と規律を守って行政が運営するということが改めて突きつけられているんだというように思います。今回、6名の対象で法的手段に入る前の弁護士の委託ということになりました。今後、そのことを強行という言葉はそうではなくて、いや、法律に基づいてきっちりと説得するという立場で町行政が臨んでいただいて、納得ができる、つまり、本人の、2件ほど私は相談を受けていますけども、連帯保証人という性格はあくまで申込者、借受人と同じ同等の立場なんだということがわかっていなくて、返済が滞ったり、何で連帯保証人まで家を売って処分せんならんのやというのがあると思います。そういう点でも、そもそもの法律のところもきちんと当人さんに説明をして、やる必要があると思います。この点ではやはり運動団体の責任が非常に大きいというように思います。

以前に私、発言させていただきましたが、運動団体、解放同盟ですね、資力がなくても2名をつけるというのが町の姿勢としてあったというのが関係をしている方の発言でもありましたが、そういう、どういいますか、悪なれ、それから、法律、令法を無視、こういう態度を今改めなければ、甲良町は再生しないんだという方向をぜひとも示していただいて、全職員、それから、町長をはじめ幹部職員がその襟を正していただくと。不当なことは許さないという立場で奮闘、力を尽くしていただきたいことを申し上げて、賛成討論とします。

○丸山議長　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第54号は可決されました。

次に、日程第8 議案第55号及び日程第9 議案第56号を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第55号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第56号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和元年12月13日。

甲良町長。

○丸山議長 本案について、提案説明を求めます。

総務課参事。

○上田総務課参事 それでは、議案第55号を説明します。

人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に伴い、所要の改正でございます。

期末手当の率を改正するものでございます。

議案書の方をごらんください。

第1条は、令和元年中の改正となっており、12月の期末手当の率を100分の167.5から100分の172.5に改めるものでございます。100分の5の増額となります。

第2条は、令和2年4月1日からの改正で、期末手当の率を100分の172.5から100分の170に改めるものでございます。

付則第1項は、この条例は公布の日から施行しますが、第2条の規定につきましては令和2年4月1日から施行するものです。

第2項は、第1条の規定は令和元年12月1日から適用するものでございます。

第3項は、給与の内払について定めたものでございます。

続きまして、議案第56号を説明します。

こちら人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に伴い、所要の改正でございます。

主な改正は勤勉手当の率を改正するものでございます。

議案書の方をごらんください。

第1条は、令和元年中の改正となっており、12月の勤勉手当の率は100分の92.5から100分の97.5に改めるものでございます。100

分の５の増額となります。

別表１は、行政職の給料表の改正です。平均０．１％の引き上げによる変更となっております。

議案書の５ページをごらんください。

第２条は、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を１万２，０００円から１万６，０００円に引き上げるものでございます。

同じく、住居手当の支給対象となる家賃の下限を４，０００円引き上げたことに伴い、住居手当の基準額及び控除額を４，０００円引き上げ、住居手当の上限額を２万８，０００円とするものでございます。

また、令和２年４月１日からの改正で、勤勉手当の率を１００分の９７．５から１００分の９５に改めるものでございます。

付則第１項は、この条例は公布の日から施行しますが、第２条および付則第４項の規定につきましては、令和２年４月１日から施行するものでございます。

第２項は、改正後の給与条例のうち勤勉手当を除く規定は平成３１年４月１日から適用し、勤勉手当の額の規定は令和元年１２月１日から適用するものでございます。

第３項は、給与の内払について定めたものでございます。

第４項および第５項は、住居手当に関する経過措置を定めたものでございます。

第６項は、規則への委任を定めたものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第５５号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第５５号は可決されました。

次に、議案第５６号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長　ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第５６号は可決されました。

次に、日程第１０　議案第５７号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長　議案第５７号　令和元年度甲良町一般会計補正予算(第４号)。

上記の議案を提出する。

令和元年１２月１３日。

甲良町長。

○丸山議長　本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長　議案第５７号　令和元年度甲良町一般会計補正予算(第４号)を説明いたします。

予算書の裏面をお願いいたします。

歳入歳出それぞれ２１８万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４２億９，７３５万２，０００円にするものであります。

第１表をお願いします。歳入です。

１８款繰入金、補正額２１８万３，０００円です。歳入合計が２１８万３，０００円です。

次の２ページをお願いします。次、歳出の部です。

１款議会費、補正額２３６万１，０００円の減額、２款総務費３１８万２，０００円の増額、３款民生費７１２万８，０００円の増額、４款衛生費７５１万９，０００円の減額、６款農林水産業費２０２万８，０００円の増額、７款商工費２４６万３，０００円の減額、８款土木費４４１万５，０００円の増額、１０款教育費２２２万７，０００円の減額で、歳出合計が歳入合計と同額であります。

以上です。よろしくお願いします。

○丸山議長　説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

１１番　西澤議員。

○西澤議員　議運でも、それから、全員協議会でも聞き漏らしたので、再度お尋ねする中身になりますが、今回のこの第５７号については人勧にかかわる改正だというように思います。しかし、１０ページの保健衛生推進業務委託があります。これは保健師さんを外部に委託するというように理解をして聞きましたが、再度この内容について変更があった中身がどうなのかというの

をご説明いただきたいのと、現在、保健師さんは正職員、つまり、甲良町の職員として採用する方が事業推進の上で充足をしているのかという点、2点ご説明をお願いします。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 この委託費につきましては、保健師さんに業務委託で現在来ていただいております、その関係の人を増やす分の予算になります。といいますのは、保健師さんが1人産休暇に入りますので、当初予定では2月、3月に入られるということで、2カ月間はその体制でいこうかなというふうに思っていたのですが、若干ちょっと休暇が早まるというふうにお聞きしましたので、その委託の分を、人を増やして3月までやってもらおうかなということの予算であります。

充足の関係であります、この間も説明させてもらいましたが、免許があるのが8名でしたが、退職なり、ちょっと配置の関係もありますので、若干足りませんので、今、氷河期世代の募集で保健師さんも1名募集をしているような状態であります。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 前段のところはわかりました。最後のところで、事業推進と比較をする、いわゆる健康なまちづくり、早死に滋賀県1と言われている中を回復を、改善していこうとすれば、いろんな事業計画がされていますが、それに比較をして何名足りないんですか。正直なところで、こんだけ足りないというように見積もっている、見ているところを説明いただきたい。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 町長の公約で健康の推進もしておりますし、片方でちょっと保健福祉課自体の業務の方の見直しもしておりますので、その結果を見てからですが、今現在では免許を持っている管理職の方もおられますので、当然再任用されると、もう一般職になりますので、当然保健師の業務として位置づけるといようなこともいろいろ勘案して、今現在でちょっと1名足りないんじゃないかなということで募集をしている状況であります。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第57号は可決されました。

次に、日程第11 議案第58号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第58号 令和元年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

令和元年12月13日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○丸澤人権課長 それでは、議案第58号の説明をいたします。

予算書をごらんください。

予算書を1枚めくっていただきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,577万2,000円とするものです。

1ページ、第1表をごらんください。

歳入、2款繰入金、補正額18万7,000円。歳入合計は補正額18万7,000円の合計6,577万2,000円です。

1枚おめくりください。

歳出、1款総務費、補正額は18万7,000円。歳出合計補正額は18万7,000円で、合計6,577万2,000円です。

説明は以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第 58 号は可決されました。

次に、日程第 12 議案第 59 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第 59 号 令和元年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）。

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 13 日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○小林住民課長 議案第 59 号についてご説明申し上げます。

補正予算書裏面の方をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 135 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,382 万 2,000 円とするものでございます。

次のページをお願いします。

第 1 表、歳入の部、3 款繰入金、補正額 135 万 1,000 円。歳入合計は 7,382 万 2,000 円でございます。失礼しました。

次のページをお願いします。

歳出の部、1 款総務費、補正額 135 万 1,000 円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第 59 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第 59 号は可決されました。

次に、日程第 13 意見書第 3 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 意見書第 3 号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書（案）。

会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 13 日。

甲良町議会議長様。

提出者、甲良町議会議員 阪東佐智男議員。

賛成者、建部孝夫議員。

○丸山議長 本案について阪東議員から提案説明を求めます。

6 番 阪東議員。

○阪東議員 朗読をもって説明にかえさせていただきます。

裏面をおめくりください。

厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書（案）。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

このため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められる。

しかしながら、本年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員などが議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うことになり、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度への加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

よろしくお願いします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11 番 西澤議員。

○西澤議員 賛成討論をします。

議員のなり手不足、ここで述べられている厚生年金の制度を議員にも適用する、これは法的な整備で1つだというように思います。しかし、議員のなり手不足というのは、私はさまざまな要因があるというように思います。議会の役割が住民の中で非常に大事な役割を果たしているというのは、本当になかなか伝わっていないのが現状です。議論を通じて決定をしていく。行政と住民との関係で言えば、さまざまな要求が各課を通じて、また、町長に直接要望が出されたりします。しかし、ルールに基づいて議論がキャッチボールできる、こういう場合は議会しかありません。確かに議長が設定する、ないしはどこかの団体が設定をして、議長との懇談会、意見交換いう点ではございます。しかし、議会で決まったことは実行の義務が生じてきます。そういう点では、補正予算の中にも盛り込まれている中身がこういうようにしてあらわれてきていると思います。その点では、この厚生年金が全議員に加入できるように制度改正をするというのも1歩です。同時に、私たち議員が本当に住民に信頼をされて、そして、大事な審議と大事な決定をしている機関だということを理解してもらう上での日常の心得、これが非常に大事だと思います。そういう点ではこの1歩を踏み出す、そして、研修に私たちが行きました阿智村でも人口の減少と同時に議員になり手不足がある、そして、資質も問われる議員が出てくる場合も出てくるというように議長さんが言われていましたが、そういう点では1つの身分保障をしていく、同時に議員は政治的な立場ですので、その切磋琢磨をして成長していく、住民に理解を求めていく、住民に信頼をされるということが大事だということを改めて感じました。そのことを提起させてもらって、賛成討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

10番 建部議員。

○建部議員 この件につきましては、年齢的に私は該当にはなりませんけれども、地方議会議員の地位保全、待遇の改善についての立場から賛成といたします。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第3号を採決します。

お諮りします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、意見書第3号は可決されました。

次に、日程第14 意見書第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

- 橋本事務局長 意見書第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)。
会議規則第14条第1項及び第2項の規定に基づき上記の議案を提出する。
令和元年12月13日。
甲良町議会議長様。
提出者、甲良町議会議員 西川誠一議員。
賛成者、阪東佐智男議員。

- 丸山議長 本案については西川議員から提案説明を求めます。
西川議員。

- 西川議員 それでは、朗読をもって意見書の案とさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書(案)。

地方自治体は、子育て支援策の充実や保育人材の確保、高齢化の進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、年々果たすべき役割が拡大している中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。

また、新たなニーズに対応し、細やかな公的サービスを提供するためには、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材の確保を進めるとともに、これに見合う財政基盤の確立をめざす必要がある。

政府の「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、地方の一般財源総額について2018年度の地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保することとされた。これを受け、2019年度の地方財政計画では、一般財源総額は前年度比5,913億円の増の6兆7,072億円となり、過去最高水準となったが、この一般財源総額には幼児教育・保育の無償化など国の政策に対する財源の確保も含まれており、今後の社会保障関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政措置の充実が求められている。

本来、必要な公共サービスを提供できるよう財源を確保するのが地方財政計画の役割であるが、仮に、財政再建目標を達成するためには歳出削減が行われ、結果的に必要不可欠なサービスの削減が行われることになれば、国民生活と地域経済に悪影響をもたらすことが懸念される。

よって、国会および政府におかれては、2020年度の政府予算と地方財政計画の検討にあたって、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとして

の社会保障予算の充実を図り、健全な地方財政を確立するように下記の措置を講じられるよう強く求める。

記。

1 社会保障、災害対策、環境対策、地方交通対策、人口減少対策、外国人労働者への受け入れ拡大への対応など、増大する地方自治体の財源需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2 子ども・子育て支援の新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者の自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。特に、幼児教育・保育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に図ること。

3 まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。

4 2020年度から導入される会計年度任用職員制度に係る処遇改善のための人件費増加分の財源措置を行うこと。

5 地域間の財源偏在性を是正するため、偏在性の比較的小さい所得税および消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めるとともに、各種税制の廃止や減税を検討する際には、地方自治体の財政に与える影響を十分に検証した上で、代替財源の確保をはじめとして、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

6 地方交付税の財源保障機能および財源調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了をふまえた新たな財源需要を把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化等の対策を講ずること。

7 依然として4兆円を超える財源不足があることをふまえ、地方交付税の原資となる国税4税の法定率の引き上げ等により安定的な地方財政の確立をめざすこと。

8 地方自治体においては、財政運営上、基金の積み立て等により年度間調整をせざるを得ないものであり、基金残高の増加をもって地方財政計画に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月13日。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣様。

甲良町議会議長、丸山恵二。

以上であります、若干補足させていただきます。

皆さんのお手元にあります、地方交付税の税率の変遷というところで、法定率改正理由で昭和29年度からの分がずっと載っていますが、地方財政の財源不足に対するため順次引き上げというふうに右の欄にあります、今現

在は平成 27 年度のところで所得税、法人税、酒税は 33.1%、ごめんなさい、酒税は別です。法人税と所得税が 33.1%、酒税は 50%。それから、消費税が 26 年度では 22.3%であって、令和元年では 20.8%となっておりますが、今後これが 19.5 に下がる予定です。たばこ税は除外となっております。地方法人税は全額というふうになっております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11 番 西澤議員。

○西澤議員 賛成討論をしたいと思います。

意見書の中の末尾のところにもありますが、まち・ひと・しごと創生事業 1 兆円の確保を言われています。地方財政は国保税、料のところもありますが、それから、後期高齢者の医療制度、それから、介護保険制度。ここでの出費、独自の会計ですので、医療費がかさむ、それから、介護が増えてくると、保険料にはね返ってくる仕組みが導入されています。税金では全国知事会が 1 兆円の投入をして国民健康保険税を引き下げられるようにという要望が全会一致で、知事会で出されました。そういう点でも、この福祉関係、とりわけ国保税、国保料の問題、それから、後期高齢者の医療制度の問題、それから、介護保険制度、これは運営をしていこうと思うと、保険料、保険税を高くせざるを得んわけですね。ですから、やはりこの中にも全体として私は賛成をしますが、そういう中身も含めて私は要望として上げていきたいですし、私たちの党の関係でもそれは常々政府交渉するときに上がっています。そういうところをふまえながら、賛成討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第 4 号を採決します。

お諮りします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、意見書第 4 号は可決されました。

11 番 西澤議員。

○西澤議員 議事進行です。次から始まる日程 16。

○丸山議長 15。

○西澤議員 15。それから、発議7、発議8号ですね。議会の報告、それから決定事項。見ますと、傍聴者には届いていないようですが、議会は開かれた段階で、そして、議会に提出された段階で公開というのが原則だと思いますので、若干の休憩をとりながら、以降日程15、それから、発議7、発議8を傍聴者にも渡るように手配をぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○丸山議長 どのぐらい休憩時間をとればよろしいですか。

○西澤議員 いや、この、これが、日程16だけが多分。ごめん、ごめん、15だけが枚数多いので、それ僕ははかれません。私は発議7号は40枚刷ってまいりましたので、傍聴者にも理事者にも渡るように刷ってきましたので、これはかからないと思います。8号も裏表ですので、渡ると思いますので、若干の休をとりながら、渡る手配をお願いします。

○丸山議長 わかりました。

それでは、15分間、今から暫時休憩します。

(午前10時50分 休憩)

(午前11時05分 再開)

○丸山議長 始めます。休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第15 個人情報流出及び選挙資金調査特別委員会調査報告を議題とします。

報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

11番 西澤委員長。

○西澤個人情報流出及び選挙資金調査特別委員会委員長 それでは、始めさせていただきます。

報告書を読み上げさせていただく前に、皆さんに今日平成30年12月25日付に提出をされていましたが、山田裕康議員からの要請書、特別委員会が設置をされて私個人宛てに出されたものと理解をしまいこんでいました。報告書を作成するにあたってファイルを開けてみましたら、挟んでいました。もともと特別委員会に提出すべきものというように理解をしまして、今日皆さんにお配りをさせていただくものです。この内容は読んでいただければわかりますが、さまざま議員の皆さん、情報の流出を山田裕康議員が受けて、それで返すのが遅かった、2次流出があるのではないか、また、いろんな駆け引きがあって、なぜ返さなかったのかという点では疑問が残るところであります。山田裕康議員が文面上でこういう町長に対して要請ですね、遅れた理由も述べられています。こういう点では、特別委員会として1つの参考の資料として残すべきだというように判断をいたしましたので、皆さんのご理解よろしくをお願いしたいというように思います。

それでは、文面を読まさせていただきます。

令和元年１２月１３日。

甲良町議会議長、丸山恵二様。

個人情報流出及び選挙資金調査特別委員会委員長、西澤伸明。

個人情報流出及び選挙資金調査特別委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

記。

１ 調査事件。これは同じです。

２ 特別委員会の設置。

設置年月日。平成３０年１２月１２日（個人情報流出問題の調査・検証特別委員会設置）２つ、平成３１年２月１５日（個人情報流出及び選挙資金調査特別委員会に名称・目的を変更）

調査の目的。平成３０年１１月２２日に起きた税務関係の個人情報流出の経緯・原因および再発防止策等の調査・検証。②、１の目的に加え、平成２９年１０月の町長選挙における野瀬喜久男町長の選挙運動費用に関わる選挙運動収支報告書等の疑念について真実を解明し、責任を明らかにする。

委員の人数。議長を除く１１人。

委員長、副委員長および委員の氏名は記載のとおりであります。

３ 協議・調査経過。

第１回から第１１回まで読み上げることはいたしません、記述のとおり。そして、そのそれぞれの委員会で取り上げられたテーマや資料の提出がありましたので、この中に記載をされています。第１０回を見ていただきますと、委員会ではございませんが、委員会の確認に基づいて令和元年１２月２日、正副委員長による防犯カメラ映像の確認を行い、立ち会った企画監理課長、それから、税務課長、町長らに質疑をさせていただいたという経過です。

４ ３ページに移ります。調査の結果。

１ 個人情報流出にかかわる報告。

（１）個人情報流出事件の概要。

平成３０年１１月２７日、山田裕康議員（以下「Ｙ氏」と言う）が情報公開請求していた公開文書２４３枚、内訳はＡ４用紙８５枚、Ａ３用紙１５８枚の中に、税務課で保管していた税務関係の個人情報に記載された書面７２枚、内訳はＡ４用紙２３枚、これは黒刷りです、Ａ４用紙カラー刷りの黒ひもとじ４９枚が公開文書とは別に紛れ込んでいたと訴えた。

Ｙ氏によれば、情報公開条例に基づき請求し、１１月２２日に公開決定された文書を受け取りに企画監理課の窓口に出向いた。公開情報対象となる税務課の担当者も情報公開事務担当の職員も不在で、企画監理課窓口のＨ職員

が対応し、A3用紙を2つ折りにして輪ゴムどめされた文書を受け取り、持参したかばんに入れて退庁したとのことである。受け取った文書の中に個人情報紛れていると判明してから数日が経過している理由について、Y氏は、そのまま返還すれば、不祥事がなかったものとされかねないと考え、謝罪の言葉やおわびの書面を発行するよう依頼していたが、なかなか聞き入れてもらえなかったからだと説明した。

一方、町は個人情報流出発覚の事実を受け、内部調査を経て調査報告書（平成30年11月30日付、6ページ分です）を議会に公表。また、平成31年1月8日には彦根警察署に対して被害届を提出した（後に当委員会にその写しを公表する）。それらの説明によれば、個人情報は税金横領事件の被害算定に使われたもので、513人分の氏名、税目、納期などが記入してあるもので、11月9日に作業が終了していたもの（町説明）。その11月9日から事件が発覚する11月27日までの間、役場税務課の鍵つきロッカーに保管され続けていたものか不明で、確認できなかったとしている。

（２）調査・検証。

当委員会では、当委員会の設置目的に沿って調査・検証すべく協議を重ねた。協議の中ではさまざまな意見が出され、個人情報文書の流出の経緯から外れる質問、意見も当初は出されたが、回を重ねるたびに次の点に集約されていった。１つは、流出した時期と様態、情報公開文書交付時か、それ以外か、この相違は重要な論点となった。もう一つは、流出発覚後の町長はじめ町の対応が適切だったのかも重要な論点となった。これは行政の不祥事の実態、原因と弱点をみずから解明し、自浄能力を高めるものとなる町の責務である。とりわけ、町長は後者の責務を実行する強力な指導力が求められる。

①いつ流出したのか。

正副委員長による防犯カメラの確認において、企画監理課長、税務課長、町長立ち会いのもとで行われた。

Y氏に対して情報公開文書交付（平成30年11月22日）の一連の作業を繰り返し確認した。A3用紙と見られる書類が別の書類を包み込んでいる様子はうかがえるが、個人情報文書がその中に混入しているという映像は定かではなく、「混入している、混入していない」の明確な判断をつけることができない映像であった。立ち会った町長らも、この映像から「混入している、混入していない」を断定できるものではないことを認めた。

一方、町による調査報告書では、職員への聴取を述べた上で「情報公開文書の開示の際、誤って混入することは考えがたいと結論づけるものである」

（調査報告書6ページ）と述べている。また、町による被害届6ページ（7）で「以上の経過からして【中略】各原本が過誤によって紛れていた可能性はほぼあり得ません」と結論づけている。いずれも断定的な判断をしている。

その反面、「流出・漏えいした具体的態様はわかりませんが」（被害届7ページ）と、曖昧な表現が使われている。

Y氏によれば、「とんでもない個人情報、情報公開請求した折、受け取った時点の資料を自宅に帰り輪ゴムどめを解いてみたら、A3用紙の長い辺を折り重ねた中にA4用紙の個人情報が混入していた」と証言する。さらに、11月22日、企画監理課で受け取った折には、税務課も企画監理課も、監理が抜けています、企画監理課も責任者および担当者は不在で、昼休み中に来庁している関係で、中身を開けることなく持参したかばんに詰め退庁し、仕事終了後帰宅し、あけた。この情報公開請求以外にも過去に幾度も公開文書を受け取っているが、事前に決定文書が発行され、確認しているため、窓口でいちいち請求した内容と合致しているかどうか確認する必要のないものと考えているとのことである。「今回も受け取った書類の全てが公開された文書だと認識していた」と証言する。

評価・判断。

「いつ流出したか」の問題は大変重要なポイントとなる。町長、町側の検証作業には、手を抜き、論理の乖離を指摘せざるを得ない。

1 まず、流出文書について報告書で述べている「この形態は混入していた場合、容易に気づくことができるようなものであり」（報告書6ページ）としているが、Y氏が来庁したときには「交付だけ」を頼まれたH職員が対応しており、H職員からすれば、「公開すべき書類を預かった」以上のことは考え及ばず、「これが全て」として「混入」そのものを疑う余地は一切ないと判断できる。税務課から書類が届けられ、情報公開担当者が枚数も確認し、輪ゴムどめされた公開文書に異物が混入されていないかどうかの点検作業など無用であることは当然である。情報公開請求の諸規定では公開文書を郵送できることを定めている。

2 町は、職員の聞き取りで得た状況とともに、交付時に「混入していれば、容易に気づくことができるもの」との判断を最大の根拠に、「情報公開文書が混入することは考えがたいと結論づける」としている。しかし、この結論の論拠そのものが上記のように成り立たないことが判断できる。

3 防犯カメラの確認でも、町長は交付時に混入していたとも混入していないとも判断はつかないとしていることとも矛盾する。

4 しかし、町長は、客観的証拠である防犯カメラの映像で「交付時混入」の是非は判断つかないことを当委員会で認めておきながら、「報告書」および「被害届」の「交付時混入」は考えられない、とする見解表現を変更しないと幾度も明言した。

5 流出判明後、Y氏に対する交付時および返還までの事情聴取をなぜ実施しなかったのか。町は「職員以外は対象にしていない」と言うが、ここに

は当初から「交付時流出」に着目していない、いえ、わざと「交付時外」の結論を導こうとしているかに考えられる。交付時の様態を職員だけではなくY氏側の事情を確認する必要があったにもかかわらず、一貫して交付文書に混入していたことを主張していることに正面から向き合わなかったのか、強い疑問が残る。故意に焦点をはぐらかせたのではないかと考えられる面が見られる。職員の事情聴取に対する反証を突き合わせ、真相を解明する上でも欠かせない手法であった。真相を突きとめる上ではY氏への事情確認は欠かせない作業であると考えられる。

6 被害届において「交付時流出」否定を断定的に述べた上で、「何らかの不正な方法で甲良町役場から流出・漏えいしたものと考えます」とした上で、「税務課以外の職員が保管用ロッカーの鍵の所在を知り、税務課職員不在のうちに保管用ロッカーから持ち出して流出・漏えいさせた、または「税務課職員の机周辺またはシュレッダー用のかごの中に所在の①の資料および②の資料を甲良町職員である何者かが持ち去り、流出・漏えいさせたことなどが考えられます」（いずれも7ページ）と述べています。

しかし、これら全ての記述は何ら客観的な状況が語られておらず、防犯カメラ映像とも矛盾した見解で、「交付時以外の流出」に固執した、あくまで想定にすぎない。町長は率先して事情聴取に関わるわけでもなく、職員に向き合わないようでは真相は突きとめることはできないと考えられる。

以上のことから判断すると、公開文書交付時に流出したとしか考えられない。

②流出発覚後の町の対応。

1つ。11月28日、記者会見を開き、個人情報流出の事実を公表し。ここに11月28日の前に、時が過ぎていますので、平成30年11月28日としてください。よろしくお願いします。ちょっと喉が渇いてきました。すみません、失礼しました。

流出発覚後の町の対応。

1 平成30年11月28日、記者会見を開き、個人情報流出の事実を公表し、町長以下担当課長がおわびを表明し、原因等は調査中だと説明した。その後、職員への聞き取りを行い、流出の経路、特定に努めた。しかし、強制力のない調査の上、課長に対する聴取は課長補佐が行い、町長はこの重大な事故とも言える不祥事に対し、職員への調査に一切かかわっていないことが判明した。

2 町長は「職員力の向上」「町政の信頼回復」を最大の公約として掲げたにもかかわらずセキュリティ担当課長に任せきりにし、弁護士に早々と丸投げした。そして、「甲良町職員による流出・漏えいの可能性が高く、地方公務員法違反に該当すると考え」として被害届を彦根警察署に届けた。

これは、町長が率先してＹ氏への事実確認を含め「交付時流出」も視野におきながら、事実を積み上げ、冷静に矛盾点を見極め、問題点にたどり着くなどの行政内の検証作業を早々と放棄したものであると指摘せざるを得ないものである。今回、町が進んだ方向は客観的証拠である防犯カメラの映像から出発するのではなく、通り一遍、表面上の職員調査の後、弁護士や司法機関に委ねる道を選択してしまった。流出したという厳然たる事実から出発すれば、公開文書を受け取ったＹ氏に当時の事情確認は必須条件で、それを怠っておきながら、「交付時外の流出」を述べても説得力はないと言わざるを得ない。職員の聴取と相反している事実を突き合わせ、事実・真相を解明する必要があった。

町の危機発生時への対応を根本から見直すことが求められる。

③その他。

シュレッダー用のかご。

今回の事件発覚で、庁舎内に「シュレッダー用のかご」が存在することが明るみになった。町は事件後、そのかごを撤去したとのことであるが、不思議なことが平気で放置されてきたのである。「シュレッダーにかけることを前提に」たとえいつときでも「保管」していくことは危険きわまりないものである。こんなことは指摘するまでもないが、廃棄すべきと判断しながら個人情報が無防備なかごに入れることは、町行政事務処理においては存在させてはならないものである。

２　Ｙ氏が個人情報流出後も直ちに返還しなかったことについて。

公開文書に個人情報が混入していたことが判明した時点で速やかに返還されるべきものであることは疑いない。Ｙ氏が主張するように「流出がなかったことにされかねない」との懸念は理解できるが、返還まで８日も経過したことについては反省を要する。しかし、町長が「腑に落ちない」としてＹ氏を疑い、「交付時外流出」のルートで個人情報を手にしたかのように述べ、当委員会の審査対象にされたいと要請した考えを採用することはできない。当委員会はいくまで個人情報流出の不祥事の行政内の真相解明が主な目的である。

終わりに。

当委員会の協議では、「いやがらせ」や「上司への反発」が原因とも考えられるなどの意見も出された。それほどまでに税務関係の個人情報書類が情報公開請求という制度手続の中で起きた奇怪な不祥事である。町長の説明によっても、その奇怪な不祥事を起こしたと見られる者が現に町職員として在職している疑いが濃厚となり、「全体の奉仕者」にふさわしくない体質を抱えたままの甲良町役場となってしまう。このような状態はいつときも我慢ならない。

今回、流出・漏えいさせた職員にたどり着くことができなかったのは、強制力のない「特別委員会」では限界があったことを認めざるを得ない。

全職員が法令と良心にのみ忠実で、「住民の福利向上」という大目標を見失うことなく職務に専念されることを望まずにはいられない。とりわけ野瀬町長におかれては、自らを律し、指導監督に邁進されることを切に望んでやまない。

7 ページは当委員会に提出された添付書類であります。

各議員から意見書が出されています。せっかくの機会ですので、4 人が提出をされています。読み上げさせていただきます。

最初に、阪東議員の意見書であります。

今回の情報公開請求資料内に同時に混入し手渡されたとする個人情報資料は、甲良町の職員による過失により手渡されたものではなく、意図（何かの思惑）して混入させた疑いを強く感じるものです。

町は流出させた個人情報について、その情報が二次的な拡散防止のためにも直ちに回収する業務を怠ったことは、セキュリティーポリシーからすると重大な違反行為と考える。また、Y 議員も町の機密情報の取り扱いを議会で知りつつ数日返還しなかったことは、職務上適切ではなく、資料の拡散（他人に見せても拡散となる）していないと言っても疑いを持つことになる。

町長は「被害届」を彦根警察署に提出し、結果的には被害の立証ができなかったばかりでなく、1 年という長い時間がありながら、自らのセキュリティーポリシーの欠如もしくは職員の遵守励行、犯罪予測の改善に何らメスを入れていない状況は重大な怠慢と言える。

情報が流出してしまうと、その処置に膨大な時間とそれに費やしたコストがかかってしまうことは、今回の事案で検証できたと考える。

今回の費用（議会、委員会、職員会合、警察出張、資料作成、コピー）を計算してみてもどうか。

これらの仕事はマイナス業務であり、何ら住民のサービスに寄与していない。

最後に、セキュリティーポリシーを管理する企画監理課から資料が手渡されている中身を確認せず流出したことは、仕事の質に疑問を持ちます。

一番の被害者は流出された内容記載の住民であります。二度と個人情報が増えることのないよう、町長を先頭に一丸となり、内外の課題に取り組んでいただきたい。結んでおられます。

次に、西川議員が提出いただきました。

本文を読み上げます。

小島氏の公金横領事件以来、たび重なる起こしてはならない不祥事、不始末が発生している。そのたびに、今後は二度と起こさぬよう作業手順を見直

し、条例・規則を遵守しますと反省の弁は述べるが、口先だけで終わっている。今回の事件は真面目に業務を履行していれば、手順をさかのぼれば、誰が間違えて挿入したかが早々に判明していたはずだ。絶対外部に出してはならない機密書類が流出した。タイムラグがあるにせよ、ロッカーから消えていたのは事実だ。発覚するまで気づかなかった税務課の職務怠慢だ。企画監理課も情報開示担当としての責任は重大である。書類が返還され、ほっとして真相解明にあたっているとしか思えない。全職員の聞き取り調査も庁内、弁護士、警察がしたが、もうなれっこになり、流出させた人物はしたたかにしらを切り、平気でうそをついている職員がいる。それなのに、しっかりと調査をしたが特定できなかったと報告されても信用できない。あるいは、こんな事件は日常茶飯事にあるのかと疑いたくなる。町長は今後も調査するとしているが、本当かな。

町長、課長には管理監督責任と義務がある。解決を長引かせることなく、自らも含め関係職員に反省を求めると同時に、処罰を科すことが行政の正常化の道筋である。

今後は行政内部の不始末の処理を安易に弁護士や警察に頼らず、職員自らが解決する能力や資質の向上に努めること。弁解や言いわけばかりするのは問題解決にならない。上下関係もお互いにかばい合っている。本音の話せる関係を築くこと。現状を放置すれば、甲良町行政は消滅の危機に陥る。何としても立て直すため、職員一丸となって不正のない、正直で明るい甲良町行政を取り戻して、町民のために頑張って職務に励んでいただきたい。

次は、山田裕康議員から提出されています。

本文を読みます。

私が情報公開の開示の際に個人情報書類が紛れていたと言っているのに、記者発表のときに記者からの質問において、「情報公開の開示の際に紛れていたか」の質問には、行政側の回答は「これから調査します」と、私の主張がうそであるかのごとくの回答であり、そのことに大変遺憾に感じ、それで私は情報公開の開示の際に混入していたと言っているにもかかわらず、そのことを否定する行政におわびの文章を出すように言いましたが、おわびの言葉すらなく、あげくの果てに郵送での返却依頼と、おわびに家に来ることもなく、人をばか扱いにするような行政の態度に大変遺憾を感じました。

野瀬町長からおわびの言葉など一切なく、情報公開の開示の際に紛れ込んでいたことを言っただけ、おわびさえいただけたら、個人情報書類の返却が遅れたのはそのようなことがあり、鍵つきのアタッシュケースに保管しており、家族も知らないことで、わからないようにしており、絶対に漏れることはないという自信があつてのことです。

案の定、企画監理課からの調査報告書の総括において、情報公開請求に伴

う情報公開の文書開示に誤って混入することは考えがたいとあり、総括に至った経緯においても、今回の流出文書が情報公開文書の開示の際、誤って混入することは考えがたいと結論づけるものである。

情報公開文書への混入がないとすると、流出文書がいつ庁外へ流出したかが新たな問題となってくると述べられて、情報公開開示の際に混入していたことを完全に否定されており、このように結論づけることに大変遺憾を感じており、それは今でも変わりません。

個人情報流出の重大さを本当に行政は感じているのか、大変疑問です。

個人情報書類は勝手に歩くことはないということをわかっているにも関わらず、事情聴取に対して職員の誰かがうそを言っていることは100%確実であります。

また、彦根警察署に提出された被害届においても、公文書公開に係る資料に①の資料および②の資料の原本が過誤によって紛れていた可能性はほぼありませんと結論づけております。

私の事情聴取なしに勝手に行政がこじつけた報告であり、このような結論づけることは甚だおかしいことである。

委員会において委員長、副委員長が防犯カメラを確認されており、情報公開開示の際に紛れていないと言い切れないと報告しているにもかかわらず、野瀬町長は調査報告書などの訂正を議員の方から指摘されているのに「訂正しません」と答えている。

行政は私の意見を完全に否定しなければならない事情があるように思います。

そのようにすることによって行政処分をしないように仕組まれて。「え」がないと思いますね。「え」は削除。仕組まれているように思えてなりません。

最後に、今回の個人情報流失事件は税務課が厳重に管理していた書類と言われているにもかかわらず、個人情報公開請求の開示資料に混入していた状況を見るならば、職員の誰かが意図的に何らかの目的を持って流失させたとしか考えられない。

次に、岡田議員から提出されています。

本文を読み上げます。

これまで双方の主張を何度も聞いてきたが、個人的な見解としては、どちらもうそは言っていないと思います。個人情報渡すときまでの状況も聞いてはいるが、確かにカラーとじが入る余地がないぐらい管理されていたと思います。そこで考えられるのは、金庫から出して、当日事前に用意して山田裕康議員に渡すまでの間が一番可能性として高いのではないかと。担当者不在のまま、代わりの者が渡したのも、行政側としては個人情報を扱うにあたり、

少し油断があったのではないかと思います。大切に重要な個人情報なので、必ず扱う人員を決め、それ以外の職員は渡せない状況にするのと、担当職員がいない場合は、どんな事情があろうとも後日しか渡せない旨を受け取る側に丁寧に説明し、納得してもらうような体制づくりと内部規定をつくるべきだと思います。そして、渡す側も受け取る側も、もう一度その場で輪ゴムを取ってきちんと受け取る側の必要な情報だけを渡せてあるかどうか確認さえしていれば、このようなことにはならなかったと思います。

1つ目の個人情報の流出の可能性は先ほど話した見解ですが、もう一つ考えられるのは、双方が正しいことを言って、うそを言っていない状況が見受けられますので、私も考えたくないのですが、課長が部下を思いやる気持ちは痛いほどわかりますが、職員の中にミスをして悪気なく混入させてしまったか、行政をよく思っていない者の犯行という説も全くないわけではないかと思っています。私も正直疑いたくないし、そういう人物がいると思いたくもありませんが、可能性は否定できません。そこで、何度か開かれた委員会のときに聞くべきだと思いますが、警察は証拠物件を集めて調査したと報告を聞いています。犯人特定できず証拠物品も返却になり、捜査内容も個人情報の関係で教えてもらえないと聞いていますが、弁護士を通じてカラーコピーの個人情報の書類についてあった指紋の情報公開を請求するのが、ある程度犯人を特定できる材料になると思いますので、行政としては双方の今までの主張を確認する上でも判断材料になるので、これだけはしておくべきだと思います。どちらにしても、この個人情報流出問題に関しては今回のことを検証し反省して、次にいかしていただければと思います。

以上が個人情報流出にかかわる報告です。

次の8ページからは、6月議会の最終日に選挙資金問題にかかわる報告をさせていただきます。本文はそのままです。書式形態が今回の個人情報流出とは若干違いますことをお許しいただいて、提出文書はこれで終了することになりますので、よろしくお願いします。

長い間の、見ますと、第11回まで開かれてまいりました。阪東議員がいみじくも指摘をされています。こういう議会の調査、行政側の資料集め等ですね、本当に町民の福利向上につながるものなのかという点では、私も大変疑問に思います。しかし、この膿を出さなければ、前へ進まないというのは私も感じておりますので、皆様のご協力本当にありがとうございました。

○丸山議長 以上で、個人情報流出および選挙資金調査特別委員会の報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対して質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ただいまの委員長の報告をもちまして、個人情報流出および選挙資金調査特別委員会の調査を終了いたします。

すみません、ちょっとだけ3分だけ休憩します。

(午前11時45分 休憩)

(午前11時48分 再開)

○丸山議長 すみません。また引き続き会議を開きます。

次に、日程第16 発議第7号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第7号。

個人情報流出事件に関わる全面的な検証と厳正なる個人情報管理等を求める決議(案)。

会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

令和元年12月13日。

甲良町議会議長様。

提出者、甲良町議会議員、西澤伸明議員。

賛成者、建部孝夫議員、同じく西川誠一議員、同じく阪東佐智男議員、同じく山田裕康議員。

○丸山議長 本案について西澤議員から提案説明を求めます。

11番 西澤議員。

○西澤議員 それでは、始めさせていただきます。

朗読をもって提案とさせていただきます。

個人情報流出事件に関わる全面的な検証と厳正なる個人情報管理等を求める決議(案)。

昨年11月、個人情報流出事件(以後「事件」と言う)が発覚した。この事件を調査・検証するための特別委員会が設置され、協議が重ねられてきた。その結果、甲良町役場職員の何者かが故意に情報公開文書に個人情報を混入させ、流出させた疑いが極めて濃厚であることが改めて認識されたものである。そして、個人情報文書は情報公開文書開示時に混入されていないと判断している町の主張は成り立たないことを判定した。

これらの事実を明らかにする拠りどころとなる物証はないが、次の経緯・論証から判断した。

町長は個人情報流出の調査報告書で「平成30年11月20日、21日に情報公開文書の中身を確認した際、その混入は確認されていない」「11月9日前後から今回の流出発覚までの間に流出したものと考えられる」「今回の流出文書が情報公開文書の開示の際、誤って混入することは考えがたいと結論づけるものである」と述べている。

また、町長が彦根警察署へ「被害届」を提出する文中に、「公文書公開の際に流出したかどうか不明であり、A氏の要望に応じませんでした」「A氏はようやく甲良町に①の資料および②の資料の各原本を返還しました」「以上の経過からして、公文書公開に係る資料に①の資料および②の資料の各原本は過誤によって紛れていた可能性はほぼあり得ません」と結論づけている。これらはいずれも個人情報情報が情報公開文書に混入していたことを否定している。

ところが、防犯カメラ映像の確認では、「公開時に混入していない」と明確に判断できる映像ではないことを町長も認めているのである。これは上記の判断が空虚なものであることを意味している。さらに、この判断はまるで他に犯人がいるかのような表現で、責任感や事の重大さの認識が希薄である。

一方、A氏は開示時に「混入」していたことを一貫して主張している。にもかかわらず、A氏に対して公開文書開示時および混入の状況等を一切聴取していない。だから、調査報告書にも被害届にもA氏の主張に対する町側の反証を記載することができない。これは町の主張の決定的な弱点だと指摘できる。

さらに、事件に対する町長の調査・検証姿勢の問題点を指摘しなければならない。1つは、被害届で「甲良町職員による流出・漏えいの可能性が高く、地方公務員法違反に該当すると考え」とまで町職員の犯行を確信しているにもかかわらず、職員への事情聴取は課長任せにして、町長が執行していないことが判明した。2つ目は、513人分の個人情報流出という重大事件が起きた庁舎内の弱点、行政事務運営の問題点などを町長自ら検証しなければならないにもかかわらず、弁護士に委託し、司法にも丸投げしたことである。

町長は12月6日、上記の「認識、判断」が適正でなかったことを認めながら、訂正や取り消しはしないと断言した。

以上のことから、次のことを速やかに実行されるよう強く要望する。

1 町長の答弁によって、故意に情報を流したと見られる職員は今も甲良町役場に在職していることも明らかになった。このまま、うやむやにしていれば、真面目に働く職員までも、倫理感、公正に職務を遂行する気概が薄れていく一方である。徹底して調査・検証を町長先頭に行い、真相解明が進み、特定された場合は厳正に処分を行うこと。また、職員の自己分析、相互批判ができる職場環境を取り戻すこと。

2 諸法律と規則、職員倫理規定は厳正に運用し、職員の不正、不祥事、義務違反には毅然と「懲戒処分」をしなければならない。それは、職員の人格形成（反省と成長）には不可欠である。自治法に基づく処分を実施していない過去の事案の速やかな断行および少なくとも野瀬町政になってからの不正、不祥事、義務違反、職務遂行上での大きな失敗等に対し、厳正に対応す

ること。

個人情報管理も職員が行うことから、全職員が「全体の奉仕者」に反する行為は日常的に戒めること。

3 野瀬町長がこの期に及んで町政のかじ取りを続けるには、自身の不祥事にはどのように対応してきたのか、改めて鋭く問われている。同時に、責任のとり方も鋭く問われている。町政運営のトップリーダーとしての実行力・説得力・指導力、何よりも町民に寄り添う想像力の欠如を自覚すべきである。

以上、決議する。

令和元年12月13日。

甲良町長、野瀬喜久男様。

甲良町議会となっています。

どうぞ皆さんの賛同で特別委員会の締めくくりができ、そして、議会としての意思表示、メッセージが送れますよう、よろしくお願い申し上げまして、終わらせていただきます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

これより、発議第7号を採決します。

お諮りします。

これ討論書いてない。

すみません、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、発議第7号は可決されました。

次に、日程第17 発議第8号を議題とします。

議案を朗読させます。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 発議第8号は審議に参加いたしません。よって、退出いたします。

○丸山議長 2番 田中議員。

○田中議員 私も発議第8号に対してこの場で決められないので、退出させていただきます。

○丸山議長 議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第8号。

令和元年12月13日。

甲良町議会議長様。

提出者、甲良町議会議員、建部孝夫議員。

賛成者、木村修議員、同じく西川誠一議員、同じく山田裕康議員。

甲良町長の不信任決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出します。

○丸山議長 本案について、建部議員から提案説明を求めます。

10番 建部議員。

○建部議員 私からは甲良町長の不信任決議（案）を提出いたします。

本議会は、甲良町長、野瀬喜久男君を信任しない。

以上、決議する。

令和元年12月13日。

甲良町議会。

提案理由を述べる前に申し上げておきます。

私は、この議案をメールでもって議会事務局へ送りました。議会事務局から町長に報告があると、町長は即、この不信任（案）決議を何とかして潰したい、否決をしたいという思いから、某県議会議員、某商工会会長にお助きの電話を連絡しました。何とかこの執行、不信任決議を潰してほしいというか、否決をさせてほしいというか、そういう内容であります。某県議会議員なり、某商工会長は、自分の身近な議員に対してそのことを思いとどまるような圧力の電話をかけております。また、野瀬町長自らは二、三の議員宅へ赴き、この不信任決議に反対するようという懇願に、議員宅へ訪れていきます。野瀬町長は、この議会の決議を真摯に受けとめて、自分の身分、自分の思いを明らかにすべきであると、自らを律する必要があるにもかかわらず、こういう卑劣な手段でこの不信任決議を潰そうという、そういう魂胆でもって某者に依頼をしたり、自らが反対するよう議員宅へ懇願に赴くという。これは私が提案者になっていますが、議員の提案発議権をこれは無視しているというか、侵しています。そして、議員の採決権、賛成しよう、反対しよう、その権利を奪っている、そこに介入してきている、そういう違法行為を起こしております。これが町長の本性であります。

もう一つ、私、この提案の理由というか、入る前に、この経緯に至った、なぜこの時期、不信任決議かということですが、私たちは来年1月、町民の審判を受けるべく町議会議員の選挙があります。野瀬町長就任以来丸2年、

今日までの行政への野瀬町長の功罪、それを検証し、総括をしなければならないという時期です。相まって私たちが町民の審判を受けるこの時期に、丸2年を経た町長の功罪を検証し、総括をしなければならないという、そういう機会に恵まれたことによって、私は今回の提案に至った次第であります。

次に、その理由を述べます。

野瀬町長は、元々町長としての素養がない。その「器」ではない。行政執行能力に欠け、円滑な行政運営を確保することは困難であることから、町の発展・向上は望めない。

私はこのことの断言する根拠を、前の一般質問なり、今日の全協に皆様方に明らかにしました。これは過去野瀬町長と35年間、町の職員としてともに仕事をした仲間でありました。そういうことから、十分にそのことは知り得ています。その個々の内容については一部皆さん方にご披露申し上げましたが、そういうことから私はこのように言い切った次第であります。

それでは、個々の理由です。

まず、町長選挙において、JA東びわこに推薦を受けたとうそをつき、公職選挙法「虚偽事項の公表罪」を犯しました。

2つ目には、町長選挙の資金として300万円超の資金を借りながら、そのことを隠し、虚偽の収支報告をしたこと、公職選挙法「選挙運動に関する収入及び支出の規制違反」と「選挙費用の法定額違反」を犯しました。この後、町長は追い詰められると、その300万円は生活費に使ったとか、落選したときの生活費に充てるつもりで借りたとか、いろんなことを弁明してきましたが、結局はこの300万は選挙資金に使っていると。一部生活費に使いましたということが言われていました。

3つ目には「選挙運動費用収支報告書」は訂正後も虚偽記載であり、公職選挙法「選挙運動に関する収入及び支出の規制違反」を犯しました。当初89万という選挙資金の報告。食糧費に至っては1,900円だと、本当にたまげるといふような内容の報告でありました。さらに、それは間違いでしたと訂正の収支報告書を出しているんですが、またそこにも2日間における弁当300食の経費が計上されていなかったり、また、虚偽の記載であったということが調査特別委員会の中ではっきりしました。

4つ目には、「野瀬喜久男後援会」に120万円の寄付金を受けましたが、その寄付金が通帳にも入らず、収支報告書にもなく、横領の疑いがある。これは疑いがあるという、私は表現を使わせていただいています、濃厚であります。

5つ目は、情報公開請求にない、今報告がありましたその案件であります、情報まで開示・公表し、個人の情報「税の収納なり、滞納状況、延滞金等」の資料が流出した。今その報告があったので、その顛末についてはご承

知のとおりであります。また、その後、個人情報等を袋詰めするときに、封筒に入れるときに、誤って他人様の家にその個人情報がかかるものが流出しているという、そういう不手際も起こしております。

6つ目には、掲げた公約とほど遠い行政姿勢で、公約実現の力量がなく優柔不断であるということは、もう皆さんご承知のとおりであります。加えて言うなら、議会には謙虚に誠意を持って真摯に対応すると、全員協議会の場で明言をしたんです。そのように言いながら、このごろの態度は横柄でふてぶてしく、詭弁、ごまかしの弁、そういったことを弄しています。

7番目、町長としてのリーダーシップ、リーダーシップとはここに書いてある率先垂範、部下の育成・指導、職員の管理・監督、そういった能力に欠け、町を統治するという能力がさらさらありません。欠けています。

8つ目には、行政力の再生、職員力を高めると言いながら、そのように公約し、選挙ビラにもそのように掲げていながら、何らその行動なり、実践がない。むしろ行政力は後退をしています。また、職員の「質」も低下している。それは何か。不正、不祥事、義務違反等が野瀬町長になってから多発している事実であります。

このことから、もう野瀬町長では限界だ、野瀬町長に町行政を任せるわけにはいかない。

よって、不信任とするものでございます。

皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 私も全員協議会で、この決議案、町長の不信任案、これは町長としては遺憾に思いますという挨拶がありました。それを潰しにかかる、ないしは工作をする、そういう策動は全く許せないと思いました。

それで、建部議員にお尋ねしますが、そういう私はもう策動と呼んでいいと思いますけども、そのことは町長は認めているというように理解していいかどうか、確認をさせていただきます。

○丸山議長 10番 建部議員。

○建部議員 お答えします。

私もその事実を知ったのは今日の朝であります。議会事務局というか、ここに来たのは9時10分ぐらい前ですが、一応そのことを知り得て、今日朝全協で町長にした。皆さんも聞いてのとおり、町長はその事実を認めているという私は判断をいたしております。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

1 1 番 西澤議員。

○西澤議員 私は、時期の関係で難色を示していました。それで、提出者にはなりません。

しかし、今日の全協で明らかになった点は、本当に町長が過去、といっても2年前の東びわこ農協の推薦を受けていないのにも推薦をしたという対応、それから、選挙資金で選挙資金まで提供して支援をした人に対する対応、もうこの点で本当に町長の資質があるのかという点では、大変大きな疑問を持ちました。

もう一つは、個人情報流出の問題で町職員に聞き取りがあったことが報告されました。私は危機管理の点で町長が率先しているんだろうと思っていましたが、担当課長、セキュリティーポリシーの担当課長、つまり、企画監理課長が聞く、そして、課長への聴取は課長補佐が行う、これを聞いて唖然としましたね。そういう点では、町長の指導力がこの時点でないんだなというように思いました。

私は野瀬町長への不信を町民は募らせているというように思いますが、同時に議会も、そして、議員もなかなか信頼されていない、これがベースにあるというように思います。耳に入ってくるのは何か議員と行政、町長がごちゃごちゃけんかしてるん違うかと。報道の中身や、それから、そういう点ではテレビがきちんと議員の言い分、それから、町長の言い分を正確に伝えていないというのが前提ですけども、そういうように映っています。ですから、私たちが1月審判を受ける前段で町長への不信任、これはまたもめごとを再生させてるん違うかという点では、町長への不信任、これ議案を今日は見させていただきましたが、そのとおりだというように思っています。

しかし、伝わり方がきちんと町民に伝わらないという点は、私も懸念を持っています。

しかし、そのことを努めていくのは議員の役割で、議会の中での私たちの活動はこういうもんだというのを明らかに説明をし、そして、訴えていくというのが大事かというように思います。それが前段です。そこで、最初に書かれている、野瀬町長は元々町長としての素養がなく、これは私は不知です。関知できる範囲ではありません。そういう建部議員が35年間ですか、一緒に仕事をしてきた同じ仲間として、野瀬町長の日常の行動を見ておられるわけです。私は議員になってからの付き合いでしかありません。そういう点では最初に書かれている理由の冒頭のところです、これは関知できないということを申し上げておきたいと思います。

それで、1、2、3、4、5ですね、5つ並んでいます、それぞれ全部事実として、これ客観的に認定されている不祥事、違反行為ですね。これに

居直りを続けるという点では、やっぱり許されないように思います。この1、2、3、4、5、このことが前提になって6や7ですね、それから、8、職員への指導力が足もとを見られる、町長の提案する町長の指示ですね、いわゆる命令もできるわけですから、そういう命令を受け入れることができない素地を野瀬町長はつくってしまっているというように思います。それが決定的なのは、個人情報流出事件が発覚をして、職員への調査・聞き取り、町長が率先してやっているもんだと議員の皆さんも思っていたけども、特別委員会でそれには関わっていないと、こういうことが明らかになって、素養がそんなのかなというように思いました。そういう点では、この部分的なところは賛同できない部分もありますが、町長がこれ以上町長の椅子に座り続けて、行政のトップリーダーとして続けるということは相反するというように思いますので、賛成をさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

8番 木村議員。

○木村議員 この議案です、発議に賛成をしたいと思います。

まず、思い起こすに29年だったと思います。町長選挙のときに、町長選挙のいわゆる当選される後、それから、その前に町長とお話をする機会がありまして、選挙戦になられて、選挙戦でいわゆる次点と1,000票以上の差をもって当選されたということで、これは甲良町の町民の民意だというふうに私は思いまして、過去に町長と私の間には、過去いろいろあったんですけど、そんなことをいつまで言ってもあかんということで、やっぱり1歩でも2歩でも寄り添っていかなあかんというふうに、甲良町のためにというふうに思って寄り添った思いがありますけれど、そこで町長の態度として、私の思いを突き放すような態度に出られて、それで、これはあかんぞというふうに私は思ったことを思い返しますのと、今年ちょっと月が、いわゆる月日は忘れちゃったけど、もう一度町長にちょっとまだこのままではあかんぞということで寄り添っていかなあかんというふうにまた思い返しまして、いろいろ質問させてもらいましたんですけど、先ほどしゃべったことも今のことでも、いわゆる町長の報酬の減額の件での問題ですわ。それで、町長がそれなりのいわゆる答弁と行動をとっていられたらというのが、私非常に今から思うと残念でなりませんが、今ここに理由の中にも書かれていますけど、これはほんまのあったことやし、賛成するということでの討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

9番 西川議員。

○西川議員 9番 西川です。私も賛成討論をさせていただきます。

理由は述べられたとおりに集約されていますが、私としては一般質問の中

でも言いました、全協でも言いましたけど、その前、先に町長に提出した東小学校の入札の件ですが、私の気持ちとしてではあんまり大ごとにしたくないと、優しい気持ちで出したつもりですが、町長自身、私を呼ぶこともなく、中身を聞くこともなく済まされました。そして、建設業界へ与える影響の重大性にも気づかず、やり直すことをされなかった。町長は入札の最高責任者です。執行者としてはやはり厳しい指導をされるべきところであったんですが、それもされなかった。もうこれは不信任に値する追加項目であります。

賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

4 番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 賛成討論をさせていただきます。

この不信任決議（案）、全部このとおりだと私は思いますし、町長はいつもこの選挙に出るときでも、行政力の向上などいろんなことを、職員力の向上などいろんなことを公約されていますが、それは何一つできない。あげくの果てに、町民に対して自分で責任をとることなく、何でもかんでも弁護士に依頼するということをされて、自分が責任を逃れるということが多々見られます。このようなことではやっぱり町長として責任を逃れるということはなく、また、町民の方の方を向いて仕事をしているということが見えてこないということで、この決議案に対しては賛成といたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

ないようでしたら、5 番、1 番が早かったか。

5 番 野瀬議員。すみません。

○野瀬議員 5 番 野瀬です。提出者の方から県会議員、商工会議所に対してというお話がございましたけども、私もその辺はよくわからないんですけども、あったとしてもこれはネゴシエーションというレベルだと思いますので、あえて強制というところではないと思います。それと、ずっと野瀬町長発足以来、議員の皆さんいろいろ話している中で、やはり議会の皆さんから町長というのはやっぱり色眼鏡で見ているん違うのかなという気がしてなりません。もう少し目の前を明るくして見ていただきたいと思います。

それと、以前、全国的にも例のない給与金額ですね、これを可決したにもかかわらず、同じ内容で何度も追及するという自身は、私はいかなものかなということで思います。

それと、不信任決議の理由の部分ですけども、全部ではないんですけども、こじつけと思われるような部分もございます。その辺のところがあるということと、現在、町行政を混乱させているというところのお話がありましたけども、議会のメンバー、この辺もちょっと襟を正さないといけないと、私はそう思っております。

以上から、不信任決議には反対いたします。

○丸山議長 1 番 岡田議員。

○岡田議員 1 番 岡田隆行です。賛成討論をさせていただきたいと思います。

今回のこの発議に対しての賛成というよりも、この1年間、町長がいったん辞職されてから1年間をちょっと振り返ってみますと、町政と議会の両輪というべきところが非常にうまくいっていなかったように思います。今回の賛成に至っては、もう私の本当に個人的な見解で大変申しわけないんですけども、これほど行政が混乱して、1月4日に退職されて、また今回1年もたたずしてこういう不信任案が出たということが、私としては何か非常に残念かなというふうに思っております。

ただ、これがもし仮に否決されても、また何か同じようなことが本当にずっと続くのではないかなと思ったときに、一度、町長もそうですし、私ども議員もやっぱり先ほど野瀬議員が言われた、襟を正してというところで、一度、できれば、私も今、監査委員をさせてもらっていますけれども、町行政の財政力からいっても、こんだけしょっちゅう1年間に何度も選挙があるというのは非常に負担になってくると思いますので、これを機に、できれば同一の選挙にして、全員がもう一度町民の審判を仰いでほしい、本当にそういう思いだけで今回賛成の方に回りたいと思っております。

町職員の皆さんにおかれましては、1月4日に町長が辞職されるということで非常に混乱を招いているというのも聞いております。今回またこのようなことで、また非常に混乱して、また何年か続くというのであるのは、私としても本当に非常に、町職員が今までいろんな不祥事等で一生懸命取り組んできて、やっぱりこのままではまずいなど。いったん全員がもうリセットして、今度こそ全員が一丸となって、どんな状況になっても体制が整えられるようにしてほしいという願いを込めて、今回は申しわけないんですけども、賛成討論とさせていただきます。本当に町職員の皆様、すみません。

○丸山議長 ほかにありませんか。

○西澤議員 理由が抜けたので、よろしいやろか。許可。

○丸山議長 1 1 番 西澤議員。

○西澤議員 賛成の中の1つが抜けていましたので、1つ申し上げさせていただきます。

町長が踏まれた1、2ですね、それから、以前建部議員が言われた、建部議員が発言の中でもありました、官製談合事件の問題ですね。いずれも刑事事件は不起訴になっています。しかし、刑事事件としては終わったけども、政治的、道義的な責任はやはり政治のトップは大変重く受けとめる必要があります。そのことを本当に思っておられないというのは私は指摘をさせていただいて、追加の討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより発議第8号を採決します。

甲良町長の不信任決議(案)について、地方自治法第178条の規定により、議員数の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の同意を必要とします。出席議員数は10人であり、議員数の3分の2以上です。また、その4分の3は8人です。

お諮りします。

発議第8号に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

ただいまの起立者は4分の3以上です。

したがって、発議第8号は可決されました。

次に、日程第18 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 12月定例会の閉会にあたりまして、挨拶を申し上げます。

今定例会は12月5日から本日まで開催をいただき、行政からの提出案件は当初案件13件、追加案件5件の18件であります。全議案を可決いただきまして、大変ありがとうございました。本町における数多くの行政課題に対しまして、一つ一つ前進する取り組みを進めるとともに、行政諸施策の前進に向け一層努力を重ねてまいる所存であります。

発議第8号の町長不信任議決についてであります。議員の任期が迫っているこの時期に、あえて不信任案を提出されることは政争の具の何者でもなく、議員の良識を疑わざるを得ません。町民は行政と議会の対立関係でなく正常化を、そして、安定した町政運営を望まれているはずです。あえて申し上げるなら、理由書の(1)のJA東びわこの推薦問題は平成29年10月執行

の町長選挙の時のことであり、建部氏らが告発されましたが、大津地検は既に不起訴処分がなされております。（２）から（４）は同じく平成２９年１０月町長選挙に係っての私の選挙運動費用収支報告等についてであります。違反を犯したと断定されていますが、議員が裁くものでもなく、刑事・司法に委ねるべきところであります。（５）は平成３０年１１月２２日の情報公開資料の中に税務関係の個人情報が出た事案であります。さかのぼること１年前の平成３０年１２月定例会の１２月１２日に甲良町長の不信任決議（案）が発議で提出された内容も、今回の内容も、（１）から（５）は同じであります。このときは否決でありました。私は一連の政治責任により平成３１年１月に町長の職を辞し、本年２月１０日の執行の町長選挙で当選をさせていただきました。議員の私への批判は述べましたとおり、前回の不信任決議（案）とほとんど同じことを引きずり続けています。確かに不祥事以降、今日においても事務遂行上のミスが発生し、大変申しわけなく思っております。さらに、職員力向上のためにあらゆる方策を講じていく所存であります。今回の議員の発議について遺憾の意を表明するものであります。

個人情報流出および選挙資金調査特別委員会の委員長報告があり、発議第７号で個人情報事件にかかわる全面的な検証と厳正なる個人情報管理を求める決議がなされました。３項目の速やかに実行されるよう強く要望された項目について、厳粛に受けとめさせていただきたいと存じます。

いよいよ寒さが厳しくなっております。議員の皆様には健康にご留意をいただくとともに、一足早い挨拶となりますが、よいお年を迎えいただきますことをお祈りしつつ、１２月定例会閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○丸山議長 これをもって、令和元年１２月甲良町議会定例会を閉会します。
ご苦労さまでした。

（午後０時３４分 閉会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣

署 名 議 員 阪 東 佐智男